

まちづくり活動支援事業 補助金申請の手引き

● 募集期間 ●

令和8年	4月	1日	～	4月14日
令和8年	5月	7日	～	5月20日
令和8年	8月	3日	～	8月20日
令和8年	10月	1日	～	10月20日(予定)

南相馬市くらし安全課コミュニティ推進係

1 まちづくり活動支援事業補助金の目的

まちづくり活動支援事業補助金は、市民活動団体が地域資源を有効に活用し、自主性・主体性を持って取り組む、まちづくり事業や人材育成事業を実施するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助するものです。

《市民活動団体とは》

営利を目的としない、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与する団体で、次のいずれにも該当しない団体です。

- ❖ 政治活動や布教活動を主たる目的とした団体
- ❖ 公職選挙法第3条で規定する公職の候補者若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ❖ 公益を害するおそれがあると市長が認める団体

2 補助対象となる団体

補助対象となる団体は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ❖ 規約を有し、自主的・自発的に活動している団体又は活動することが見込まれる組織であること。
- ❖ 団体の代表者が明確で、主たる事務局の所在地及び活動の拠点が南相馬市内であること。
- ❖ 会計経理が明確である団体であること。
- ❖ 原則として3人以上で構成されている団体であること。

3 補助対象となる事業

『まちづくり市民活動部門』

★スタートコース★

- ❖ 市民活動を開始または団体を組織することを目的とした事業
- ❖ 団体を組織し継続して活動していくために効果的な事業

★ステップアップコース★

- ❖ 不特定多数の市民の利益向上が図れる公益性の高い事業
- ❖ 地域間交流人口の増加を図るために効果的な事業
- ❖ 地域の様々な課題を自主的に解決するために、創意と工夫をもって取り組むまちづくり事業
- ❖ 地域の特色や資源を効果的に活用し、地域情報を発信できる個性的なまちづくり事業
- ❖ 団体が自主性をもって実施する事業で、団体の資質向上に効果的な事業

4 補助金の内容

	補助上限額	補助率	対象期間
スタートコース	10万円	補助対象経費の 8/10以内	同一事業につき 1回限り
ステップアップコース	50万円	補助対象経費の 5/10以内	同一事業につき 3年間

5 申請方法

(1) 申請方法

補助申請は南相馬市役所復興企画部くらし安全課に申請してください。なお、申請にあたっては、事前に関係書類を持参いただくなど事前相談をお願いします。

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地（西庁舎1階）

南相馬市役所 復興企画部 くらし安全課 コミュニティ推進係

電話：0244-24-5411 FAX：0244-24-5347

(2) 提出書類

申請にあたっては、次の書類の提出をいただきます。

- ◆まちづくり活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ◆まちづくり活動支援事業計画書（様式第2号）
- ◆まちづくり活動支援事業収支予算書（様式第3号）
- ◆市民活動団体の規約
- ◆団体構成員名簿
- ◆その他【見積書・カタログ等】

(3) 申請期限

予算がなくなり次第募集を終了しますので、ご了承願います。

なお、募集を終了する場合は市のホームページでお知らせいたします。

6 採択方法

申請のあった事業計画の採択にあたって、認定委員会において採択基準に基づく審査及び審議を行います。その際に、認定委員会に出席を頂き、事業の説明・意見を求めることがあります。

《採択基準》

別紙 - 1 のとおり

7 補助金の交付

補助金の交付は、事業完了後の確定払いとしますが、事業の遂行に必要な場合は概算払いにより補助金の交付を受けることが可能です。

概算払いにより補助金の交付を受ける場合は、別途、市に対して概算払い請求書の提出が必要となります。

8 実績報告と精算

事業が完了したら、その日から起算して15日以内に、市に対し実績報告書を提出する必要があります。

市は提出された実績報告書を基に、事業の実地精査を行います。補助金の額を確定します。なお、事業の実施にあたって、事業内容の変更や事業費の2割の増減を生じることがある場合は、事前に市の担当課に必ず相談をしてください。

《提出する書類》

- ❖ まちづくり活動支援事業実績書（様式第10号）
- ❖ まちづくり活動支援事業収支精算書（様式第11号）
- ❖ 成果品若しくはその写し又は事業実施の際の写真・パンフレット等
- ❖ まちづくり支援活動支援事業事後評価シート（様式第12号）
- ❖ 領収書の写し

※実地精査にあたっては、預金通帳及び現金出納簿等関係虚証資料の提示を求め審査を行うこととなります。

補助金請求は、補助金額が確定してから、まちづくり活動支援事業補助金交付請求書を提出してください。

9 事業成果報告

事業の成果等を広く市民にお知らせするため、事業内容の公表を計画しています。また、事業成果発表会への参加をお願いすることもあります。

10 問合せ先

南相馬市 復興企画部 くらし安全課 コミュニティ推進係

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地（西庁舎1階）

電話：0244-24-5411

FAX：0244-24-5347

E-mail：commusui@city.minamisoma.lg.jp

別紙 - 1

《採択基準》

次の項目について全て満たす必要があります。

[スタートコース]

項目	具体的内容
市民活動を開始または団体を組織することを目的とした事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を開始することを目的としている ・団体を組織することを目的としている
団体を組織し継続して活動していくために効果的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して活動する計画があり、妥当である

[スタートコース] [ステップアップコース] 共通

項目	具体的内容
(地域資源の活用) 地域資源を有効に活用していること	南相馬市の地域資源（自然資源、人工施設資源、物的資源、知識・技術資源、組織・地域活動資源、社会関係資源、及びこれに付随するもの）を有効に活用する事業である 例) 相馬野馬追、地場産品、地元住民の知識や知恵などを活かした取組み
(主体性) 自主性・主体性を持って取り組んでいること	市民活動団体自らが計画し、自ら実施する事業である
(費用対効果) まちづくりに効果的であると認められること	事業実施による効果が明確であり、費用対効果の高い事業である
(発展性) 発展性・継続性が認められること	将来的にステップアップすることが想定され、補助終了後も継続して事業を執行することができる事業である
(公益性) 広範な市民の参加が可能であること	一部の人に限定されず、広い範囲の市民が参加することができる事業である
(実現性) 具体性・実現性が認められること	事業計画に具体性があり、事業実施により目的を達成することが期待できる事業である
(安全性) 参加者の安全性が確保できること	事業を実施することで想定される参加者の身体への危害の防止策が確認できる事業である